

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人天竜厚生会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の総額)

第2条 役員等に支給する報酬の年間の総額は以下のとおりとする。

- (1) 全理事の報酬総額は、年額6,000万円以内とする。
- (2) 全監事の報酬総額は、年額80万円以内とする。
- (3) 全評議員の報酬総額は、定款第9条において定められたとおり年額100万円を超えない範囲とする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常時勤務する役員には勤務実態に即して次の報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、以下の範囲内で、定める額とする。ただし、通勤費は別途支給する。

報酬/年	1,201万円～1,300万円
------	-----------------

- ① 報酬の更改は、原則として法人業績を基に決定する。

法人業績	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

- (2) 副理事長の報酬は、以下の範囲内で、理事長が定める額とする。ただし、通勤費は別途支給する。

報酬/年	1,101万円～1,200万円
------	-----------------

- ① 報酬の更改は、人事考課による。人事考課は、法人業績と個人成績を考慮して理事長が決定する。

人事考課	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

- (3) 常務理事の報酬は、以下の範囲内で、理事長が定める額とする。

報酬/年	950万円～1,100万円
------	---------------

- ① 常務理事就任の場合の報酬は、以下にて算出した賃金の1.05倍を目安とするが、3号の下限額に届かない場合は下限額として、理事長が定める。(千円単位を四捨五入し、万円単位とする。ただし、通勤費は別途支給する)

就任直前の基本給基礎額×(1.2+就任前年度の賞与支給係数)+(就任直前のベースアップ手当・職務手当・資格手当の合計)×1.2

- ② 報酬の更改は、人事考課による。人事考課は、法人業績と個人成績を考慮して理事長が決定する。

人事考課	A	B+	B	B-	C
更改額	+20万円	+10万円	0	-10万円	-20万円

- (4) 常勤医師が役員を務める場合の報酬は、勤務実態を鑑み理事長が定める。

(法人業績)

第4条 常勤役員の報酬の更改にあたっての法人業績は、職員の決算賞与の支給係数の多寡を原則とする。

(常勤役員報酬の更改)

第5条 常勤役員の報酬の更改は、毎年4月とする。

(常勤役員報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬の支給は以下のとおりとする。

- (1) 報酬を毎月支給分と賞与月支給分に分割し、毎月支給分は、毎月24日、賞与月支給分は、賞与支給月15日に支給する。
- (2) 年度の途中で就任した場合、就任日が月初の場合は就任当月、月初以外の場合は就任翌月より(1)のとおり支給する。
- 2 支給日が休日にあたる場合は直前の平日に繰上げて支給する。

(常勤役員以外の報酬)

第7条 常時勤務しない役員及び常時勤務しない評議員の報酬は、以下のとおりとする。

- (1) 理事及び評議員の報酬は1回10,000円とする。
- (2) 監事の報酬は1回10,000円とする。ただし、監事監査等についても、1回10,000円とする。
- (3) 公認会計士の資格を有する監事の報酬は、勤務実態及び勤務内容を鑑み、理事長が定める。
- (4) 前1号及び2号の報酬額は、源泉徴収後の金額とする。

(費用弁償)

第8条 役員、評議員が公務のため出張した場合には、その者に対し当該出張に要した費用を弁償する。

- 2 費用弁償については、「社会福祉法人天竜厚生会出張旅費規程」による。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(その他)

第10条 本規程に定めるもの以外、必要な事項は評議員会の承認を得て理事長が定めるものとする。

付則 本規程は平成2年4月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成12年4月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成18年1月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成21年11月1日から適用する。

本規程は一部を改正し、平成 22 年 8 月 2 日から適用する。
本規程は一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
本規程は一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
本規程は一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
本規程は一部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
本規程は一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
本規程は一部を改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。